

第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年3月18日（木）18時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 3月17日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	29,547,753	536,914
ブ ラ ジ ル	11,603,535	282,127
イ ン ド	11,438,734	159,044
ロ シ ア	4,360,033	91,395
英 国	4,282,203	125,927
フ ラ ン ス	4,168,411	91,324
イ タ リ ア	3,258,770	103,001
ス ペ イ ン	3,200,024	72,565
ト ル コ	2,911,642	29,623
ド イ ツ	2,603,064	73,952
そ の 他	43,322,188	1,104,577
合 計	120,696,357	2,670,449

※192の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表3月16日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	115,884	1,605
大 阪	48,459	1,158
神 奈 川	46,538	749
埼 玉	31,072	676
千 葉	28,111	520
愛 知	26,463	560
北 海 道	20,013	715
福 岡	18,523	316
兵 庫	18,507	566
京 都	9,202	164
そ の 他	84,637	1,647
合 計	447,409	8,676

※チャーター便帰国者15名、空港検疫2,289名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(3月17日19時30分時点) 新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数 (累計)	116,293 人
入院	1,270 人
軽症・中等症	1,229 人
重症	41 人
宿泊療養	501 人
自宅療養	550 人
入院・療養等調整中	476 人
死亡	1,612 人
退院等 (療養期間経過を含む)	111,884 人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 116,290名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理 (ECMOを含む) が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 1月 5日 第20回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月 7日 第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月 8日 第21回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月13日 第52回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月15日 第22回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月22日 第53回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第23回新型コロナウイルス感染症対策分科会
第54回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 2月 9日 第24回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月12日 第55回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 2月25日 第25回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月26日 第56回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月 5日 第57回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月18日 第58回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(1月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月10日)
- ・ 1都3県知事による総理大臣との面会(1月12日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(1月15日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月15日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同宣言、共同メッセージ発出及び共同取組実施(1月29日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月29日)
- ・ 1都3県共同声明を発表(2月2日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(2月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(2月5日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(2月23日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月8日)

【総務局】

- ・ 緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置(1月8日～)
- ・ 繁華街等における呼びかけ活動の実施(1月8日～)
- ・ 営業時間短縮要請への協力状況の確認(1月18日～)
- ・ 新型コロナウイルスと人権に関する啓発映像を作成(2月24日)

【主税局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置について、ディスプレイ(バナー)広告、新聞広告(日刊主要6紙)等を活用した周知徹底
- ・ 国が所得税等の申告納付期限(延長前:令和3年3月15日)を令和3年4月15日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の申告期限(延長前:令和3年3月15日)についても令和3年4月15日まで延長
- ・ 感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置

【戦略政策情報推進本部】

- ・民間事業者と連携したスーパーなどの混雑情報配信サービス提供開始（1月8日）

【生活文化局】

- ・広報東京都1月号2面・6面で、「ウィズコロナ東京かるた」、感染症対応支援について掲載
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
 - 都立文化施設で開催する文化事業の一部休止を延長
 - 都民情報ルームへの来室を伴う全ての都民向け業務を休止
 - 東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センターの施設利用業務を一部休止
 - 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を呼びかけ
 - 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請
- ・新聞主要6紙に、不要不急の外出自粛やテレワークの強化、飲食事業者に対する営業時間短縮への協力を呼びかける広告を掲載（1月16日～19日 延べ6回）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・若者向けの情報発信として、知事のメッセージ動画などをSNSで毎日発信（1月18日～）
- ・広報東京都2月号1～4面で、外出自粛及びテレワーク等の強化、感染症対応支援について掲載
- ・緊急事態宣言等の延長に伴い、1月7日の同宣言等発出時の対応を延長
- ・広報東京都3月号で、感染症に対応した支援について掲載
- ・年度末に向けて、感染症拡大への警戒を広く都民に呼び掛けるため、広報東京都特別号を発行（3月14日）

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間延長

【都市整備局】

- ・地域のエリアマネジメント団体等が主催している、大規模な施設でのイルミネーションイベントにおける点灯停止等のお願い
- ・鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請
- ・「春のスムーズビズ実践期間」（3/1～5/9）を冬の期間（12/1～2/28）に引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけ

【環境局】

- ・環境局所管施設の臨時休館・臨時休園の継続

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（4～6月）及び随時募集を継続して実施（合計285戸）

【産業労働局】

- ・宿泊施設テレワーク利用促進事業の拡充等について公表（1月7日）
- ・「テレワーク緊急強化月間」の設定等について公表（1月7日）
- ・サテライトオフィスとして提供できる多摩地域の宿泊施設の募集について公表（1月7日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」の募集を開始（1月18日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表（1月18日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の対象拡大について公表（1月20日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（1月22日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（12/18～1/7実施分）」の申請受付を開始（1月26日）
- ・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の補助対象の拡充について公表（1月29日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（2/8～3/7実施分）」について公表（2月5日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」における都の取組について公表（2月5日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供の拡充について公表（2月12日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る経済支援策の申請受付期間等の延長について公表（2月18日）
- ・「東京都家賃等支援給付金」の申請期限の延長について公表（2月18日）
- ・「新型コロナウイルス感染症対応融資」の借換について公表（2月18日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月19日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の申請受付を開始（2月22日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（3月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」の延長について公表（3月5日）
- ・飲食店の感染症対策に必要な消耗品の共同購入の支援について公表（3月8日）
- ・新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業支援プロジェクトの決定について公表（3月15日）
- ・サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設の募集を開始（3月15日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」大賞企業の決定について公表（3月15日）

【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長

【建設局】

- ・建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の継続及び一部施設の使用中止
- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）

【港湾局】

- ・港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の延長及び一部施設等の利用中止
- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）

【交通局】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「都電おもいで広場」の臨時休場の延長
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言や1都3県知事及び国土交通省からの要請等を踏まえ、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを公表（1月13日）
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言や各鉄道事業者による終電繰り上げ等を踏まえ、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げを公表（1月14日）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都営交通の全車両に抗ウイルスコーティング（第三者機関による試験で99.9%以上減少を確認）を開始し、2月15日から順次運行開始

【水道局】

- ・水道局所管施設の臨時休館及びイベントの中止の延長

【下水道局】

- ・下水道局所管施設の臨時休館の延長

【教育庁】

- ・緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（1月7日）
- ・都立図書館の来館サービスの休止期間の延長及び非来館サービスの提供等
- ・緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（2月2日）
- ・緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（3月5日）